## 令和3年度 第6回 愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和	3年9	月 24 日(金)	午後 4 時 00 分~午後 5 時 00 分				
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
	議席 番号	農美氏	業 委 員 名	出欠 の別	議席 番号	農 氏	委 員 名	出欠 の別
出席委員	1	和喜	田重則	出	8	西﨑	<b>持</b> 梅一	出
<u>14名</u>	2	孝!	野 覚也	出	9	河里	予仁	出
	3	西本 繁夫		出	10	尾﨑	予 春夫	出
欠席委員	4	中川 里美		出	11	田中	定嘉	出
<u>0名</u>	5	西口 孝		出	12	山田 聡		出
	6	太田 憲男		出	13	谷口 八千代		出
	7	山	口深	出	14	浜日	浜田 暁 出	
議事録署名人	7	7 山口 深			8		西﨑 梅一	
職務のため総会に出席した者の氏名	職名		氏名		職名		氏名	
	推進委員		唐田 龍治		推進委員		吉見 克巳	
推進委員 4名	推進委員		増﨑 淳子		推進委員		中西 一夫	
事務局職員								
2名	事務局長		吉村 克己		課長補佐		加洲 能子	
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について							
	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見に							
会議の内容	ついて							
	議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について							
	議案第4号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)							

## 令和3年度第6回愛南町定例農業委員会次第

事務局

只今から令和3年度愛南町農業委員会第6回定例総会を開会致します。

議長(会長)

(会長挨拶)

事務局

それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。

議長(会長)

それでは、これより本日の会議を開きます。

出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。

まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 7番、山口 深委員と8番、西﨑 梅一委員を指名致します。

それでは、日程第三、議案審議に入ります。

まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。

受付番号 25 番、緑乙の 2 筆、地目・面積は畑・5,877 ㎡で 3 条無償移転 でございます。経営面積は 221.5aでございます。

以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと 思います。25番お願い致します。

委員

譲渡人と譲受人の関係は、祖母と孫の関係です。譲受人は、今、農業をしていますが、祖母名義の土地を自分の名義に変更したいという案件です。場所は、西柳地域のずっと上のほうで、橋を渡ってずっと奥にあがっていった所の一角です。現在は甘夏と河内晩柑を植えています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意 見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 13 番、御荘深泥、地目・面積は畑・249 ㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。

受付番号 14番、城辺甲、地目・面積は畑・405 ㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で、第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため許可は可能と思われます。

受付番号 15 番、中川、地目・面積は畑・573 ㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

以上3件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと 思います。13番お願い致します。

委員

場所は、深泥の集会所からあがっていった所のお宮から 50mほど上がった ところの道路の上のほうです。太陽光発電をしたいということです。下にある家 の方とは、話し合いをして了解を得ているそうです。 道から離れていますが、 資材等はレッカーで上げて設置するということです。以上です。ご審議の程、 宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに 決定を致しました。

14番お願い致します。

委員

場所は、中学校から豊田のほうに 300mほど上がったところの畑です。譲受人は、借家住まいで自己住宅がなく子供も生まれたということで、手狭になってきたので、奥さんの両親の居住している地区内の申請地を買い受けて居住用の住宅を建築したいということです。譲渡人は、それに応じ売却をするということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに 決定を致しました。

15番お願い致します。

委員

場所は国道 56 号線で、建物の真裏で、緩やかな南向きの傾斜地です。以前は、別の方が野菜を作っていたのですが、亡くなってからは、引き継ぎ手がいなく誰も耕作していません。この地区で高齢者が農業をやめたら、引き継ぎ手がいないというのが現状です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致しま

す。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

委員

一体利用地の所有者は誰になっとる?地目は?

事務局

申請地の譲渡人と同じ方です。山林です。2 筆を合わせて分割し2 つの事業体として扱うというかたちで申請を出されていますので、500 ㎡以下という判断になっています。環境衛生課がその会社に確認をしたというかたちで判断をさせていただいております。

委員

各地で太陽光を設置した周辺に雑木やヒノキや杉などいろいろな木が立っています。台風やいろいろな風によっては、パネルのほうに枝が飛んだり木が倒れたり。そういう心配はあると思いますが、そういった場合の責任の所在は、各地どのような対応をされているのでしょうか。

事務局

農業委員会では把握はしていないのですが、実際には民民のことですので、行政が立ち入ることではないと思っています。話し合いでお互いに納得いく形がいいと思います。今回は、農業委員会への申請ですので申請書に不備がなければ、と思っています。

委員

これは将来起こりうる話で、どこかで出てくると思う。

事務局

環境の問題ですので環境衛生課に確認をしてもらうとか、お互いに話しにくいのであれば環境衛生課から話をしてもらうのがいいと思っています。個人の方とその会社と話して、こういう場合はどうなるのかと解決すべきだろうと思います。

事務局

今回の場合は 500 ㎡以下にあたりますので、町の中では条例にかかりませんので、町の申請・許可が不必要となります。その代わり、これにつきましては経済産業省のなかで、事業所として申請があって認めるかどうかというのがあるみたいで、環境衛生課に確認したら許可を出しているというのは聞いています。

議長(会長)

地元農業委員さんどうですか。

委員

難しい問題ですが、起きるかもしれんという災害を心配してのことは決めかねるなあ。農業委員会の皆さんの総意で決定してもらったらと思う。これはどうしようもないと思うんよ。間に入って仲立ちはできるかもしれんけど。逆にパネルが飛ぶこともある。

事務局

太陽光につきましては保険をかけているのが一般的な業者だと思いますが、その確認をするのと、環境衛生課にこういう意見が出た場合にどう取り扱うのか。少しお時間をいただいて構いませんか。

議長(会長)

休憩いたします。

(休憩)

議長(会長)

再開いたします。

事務局

業者から委任を受けている行政書士の方へ確認を取りました。パネル等に は保険をかけていますということです。

議長(会長)

ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに 決定を致しました。

次に、議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を 議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 8 番、御荘長洲・中川の 7 筆、地目・面積は田・4,225 ㎡、畑・3,495 ㎡でございます。場所は、御荘長洲の 1 筆は国道から長洲園地方面へ曲がったところから北東へ 400mほど離れたあたりになります。中川の 2 筆

は国道から砂防ダム方面へ曲がったところから北東へ 500mほど離れたあたりになります。中川の 4 筆は国道沿いにあります砂置場から南東へ 500mほど離れたあたりになります。

受付番号9番、内泊の9筆、地目・面積は畑・3,155 ㎡でございます。場所は、内泊集会所から南東へ150mほど離れたあたりになります。

対象地の調査年月日は令和2年9月18日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われます。また、周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上2件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

委員

今後の利用目的は?

事務局

山林としての売買と聞いています。

議長(会長)

ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。

次に、議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を 議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 95 番は再設定で、御荘菊川の 4 筆、地目・面積は田・3,214 ㎡、畑・646 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 96 番は新規で、御荘長月、地目・面積は畑・1,576 ㎡、賃貸借で 生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 97 番は新規で、御荘和口の 3 筆、地目・面積は畑・2,389 ㎡、使用貸借で生産物は果樹、期間は 15 年でございます。

以上 3 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化 促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろ しくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。ど なたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

議長(会長)

以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 更 生子 人一

議事録署名人

UHD #

議事録署名人

